

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、IASB から本年 9 月に公表された一般ヘッジ会計のレビュードラフトに関する金融商品専門委員会の検討状況について説明がなされた。引き続き、丸岡専門研究員より、審議事項(3)-1 及び(3)-2 に基づき、レビュードラフトの具体的な内容について説明がなされ、さらに、金融商品専門委員会において聞かれた主な意見について、次のような説明がなされた。

- ✓ 今回のドラフトは「コメントは求めない」とされていること、ドラフトは公開草案及びそれに対して寄せられたコメントの審議内容を確りと取り込んだ内容となっていること、及び、現在のところ Fatal Flaw は見当たらないことから、「現段階では ASBJ としての正式なコメント提出は不要と考えている」と事務局から提案したところ、異論は示されなかった。
- ✓ 一方、「原則ベースの基準という観点から、一般ヘッジ会計が IAS 第 39 号のヘッジ会計に関する適用ガイダンス (Implementation Guidance) を引き継がれなくなった」との事務局説明に対しては、①主旨は理解できるものの、実務への配慮も必要ではないか、②具体的には、内部ヘッジ取引やマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ等、当該ガイダンスに基づいて処理がなされている取引に関する考え方が、IFRS 第 9 号に一般ヘッジ会計が取り込まれた後も制限されることがない旨を、結論の根拠に明記するなどの配慮が必要ではないか、③ASBJ としての正式なコメント提出ではなくとも、何らかの意思表示を行うことは検討に値するとの意見が聞かれた。

説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

ある委員から、企業のリスク管理との整合性の向上を取り入れるレビュードラフトの内容は評価できるので、IASB で今後検討されていくマクロヘッジ会計が、金融機関が行っている内部ヘッジ取引の取扱い等、金融機関のあるべきリスク管理に適合した形となるよう、各論について引き続き IASB への働きかけが必要であるとの発言があった。さらに同委員から、次の 2 点について質問があった。

- ✓ IASB が IFRS 第 9 号の限定的修正で導入を検討している第 3 のカテゴリー（負債性証券の FVOCI 区分）との整合性を勘案すると、一般ヘッジ会計がいったん最終化したとしても、第 3 のカテゴリーが導入された段階で、ヘッジ会計の取扱いの修正も必要になるのではないか。
- ✓ EU のカーブアウトにより、欧州の銀行は IAS 第 39 号のヘッジ会計の規定の一部を使用していないと理解しているが、この一般ヘッジ会計は EU や欧州の銀行に受け入れられるものと考えているかどうか。また、FASB における今後のヘッジ会計の検討はどのように進むと考えられるのか。

これに対して事務局から、次のとおり回答がなされた。

- ✓ 第 3 のカテゴリーと一般ヘッジ会計の相互関係は、事務局も以前より問題意識を有していた点であるが、IFRS 第 9 号の限定的修正に関する公開草案の中で、関連する基準の修正等、何らかの形で対応がなされるのではないかと考えられる。
- ✓ EFRAG は、IFRS 第 9 号全体が最終化された段階でエンドースメントの検討を行う予定とされているが、ASBJ としては明確なことを言える立場ではない。また、FASB は今後、ヘッジ会計の検討を開始すると考えられるが、その見通しや検討の方向性について現段階では明確にわからない。

以上